平成２５年（フ）第１２０８６号
神奈川県横浜市神奈川区白幡仲町18番26号
破産者　株式会社クレデ経営コンサルタント事務所
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１５５号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎25番地１
破産者　日本森林総合開発株式会社
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３４３号
東京都三鷹市新川４丁目３―20―103
破産者　柏倉アサ子
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８７５号
埼玉県戸田市喜沢南２丁目６―18―203
破産者　池田　隆雅
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０９５号
神奈川県川崎市高津区新作３丁目11―１
破産者　磯ヶ谷　悟
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１４０号
神奈川県横浜市保土ケ谷区上菅田町79―１―502
破産者　櫻井　宏子
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１９５号
神奈川県横浜市都筑区牛久保東１―27―16―B､住民票上の住所千葉県いすみ市苅谷215―１
破産者　石井喜代治
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２３５号
埼玉県新座市北野２丁目16―５
破産者　林　　國治
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２４２号
東京都文京区千石１丁目16―６―204
破産者　星野　周平
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２４６号
東京都八王子市川口町1395―２、開始決定時の住所東京都八王子市上野町34―12
破産者　野口　明生
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２４９号
東京都多摩市落合３丁目５―１―302
破産者　小林　和宏
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３１９号
東京都江東区潮見１丁目29―22―102
破産者　渡理紘一郎
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２号
栃木県小山市中央町２丁目９番14号
破産者　小倉屋菓子製造株式会社
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第６６０６号
東京都中央区八丁堀２丁目19―７―303
破産者　高瀬　忠久
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９２３号
神奈川県横浜市鶴見区下末吉６丁目23―１―101
破産者　仲野　慎二
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３１１号
東京都新宿区西早稲田２丁目３番18号
破産者　有限会社エー・ヴィー・サービス
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３１２号
埼玉県東松山市幸町６―18
破産者　伊藤多太志
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７６５号
東京都大田区仲六郷２丁目44番10号リュミエール仲六郷103
破産者　株式会社日昭システム
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１３１号
東京都羽村市神明台２丁目８―13―305
破産者　片桐　一寿
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４５５号
東京都渋谷区神宮前６丁目14番４号
破産者　有限会社オレンジポケット
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４５６号
東京都文京区白山１丁目31―７　白山下ビル
破産者　石川美樹子
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部